生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課).......... 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)

目

次

毎週火・金曜日発行

Щ

П

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)......

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施 (新産業振興課)......

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (四件) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課).....

(県民生活課)

山口県告示第三百八十三号

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

平成二十四年十月九日

Щ

形質変更時要届出区域

防府市大字新田字築地二〇五四の二の一部及び二〇五四の三の一部

特定有害物質の種類

口県知 事 Щ 本 繁太郎

しなければならない区域の指定(環境政策課)........変更をしようとするときの届出を特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を Ξ 兀 五 議会 社会福祉協 会 医療法人博正 称氏名又は の届出があった。 宅 宅 介 称護 七丁柳 号目市 〇番一 支

の所在地の所在地 著者 名居

宅

介

支

称護

所援 事 在業

地所

廃止年月日

七丁目一番二号岩国市麻里布町

砒素及びその化合物

Ξ 号から第十一号までの規定への該当 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第三百八十四号

る同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す 指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

平成二十四年十月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 名居 宅 称介 護 所事 在業 地所 種事 類業 の 廃止年月日

オリーブ 訪問 看護ス

七丁柳 号目井 一〇中 番央 護訪 問 看 平成 九四

 \equiv

談センター 由宇 議会社協介護相 社会福祉法人岩

平成

八四

Ξ

山口県告示第三百八十五号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一 項の規定により、

平成二十四年十月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

学館会社ニチ

1

目神東

九田京

丁崑

ター周防ニチイケアー

セン

丁防

自府

三田五尻

田

平

成

(回

名居

宅

介

支

称護

の主援

所た事

地事業

名居

宅

介

支 Щ

事

口県

知

事

Щ

本

繁

太郎

称護

所援

在業

地所

指

定年

自日

セカ

ンネ

三大山 九字陽

六小小

の野野

浜ほデ

田田

七市

はえみ西のイサービ

のス

竜陽 王小

二市

11

番南山

号町野

П

口県告示第三百八十六号

Щ

成

一十四年十月九日

生活保護法

(昭和二十五年法律第百四十四号)

第五十四

I 条 の I

第

項の規定により

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

報

会医

療法

人新生

五丁岩 目国

一市〇多

一亩

oΞ

倶セデ 楽ンイ 部タサー

· 山ビ 手ス

一一岩 号丁国 目市

五山

番手

. - 町

合名会社大樹

四山

お佐山九

サ風ーの

「の丘」

デ

1

バーホークス 株式会社シル

号丁 " 目 五番二五 中村 五

ケーションズス コミュニ 整骨院・光末永 称名又は名 定 介 護 二宇 丁部 七周番南 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 自三番七品新天町 上市 七原 号宿町 幸村 村 日ケア 健 化 テップ テーションス ハルパース 名居 宅 称介 護

号

七周番南 市 一巾 七原 号宿 町

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十月九日

の

護訪 問

介

Ψ

成

八四

所 介 11

二丁目三番-七町 護通

六

11

称名又は名が、

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

名介

称予 防

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

の

山口県知

事

Щ

本

繁太郎

護

名予

防

スリキ アデラリ サービ ビ

の岐 " №波二一六〇 大字東 " 11

"

11

会医

療法人光輝

七七七七十二代 大字佐賀二代 熊毛郡平生

の町

ステー ション

五町

看防介 護訪護 問予

平

成

四八

11

きらら

ケーションズ コミュニ

町

テテヘップル

プシパョー

シスス

七周

番二七号 高南市原宿

ĦΤ

介防介 護訪護

問予

平

成

八四

二浦防府市 〇三六七の 七の "

八

"

整骨院・光

永

二丁目三番-

七町

二丁目三番-

七町

介防介 護通護 所予

平

成

六四

11

護通対認 所応知 介型症 11

"

"

ţ " バーホークス 株式会社シル

丁 //

"目五番二五中村一

スリデイサービ リデイサービ リアリハビ

の岐 " 一波

一大 六字 ○東

"

"

温泉くぼた 倉 岐 // 吸波五三四元 大字元

五丁岩 目国 一市〇多 一田 の三

会医

療法人新生

倶セデ 楽ンイサー)

五西

波雁ヶ浜 山ビ ビス の 六 岩 号丁目市 五番

" 四 **"** 六 六

-町 介型症防介 護通対認護 所応知予 11

"

V

四七九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第 項 の規定により、 次のとお

月十九日までの間、 同項第一 号 第 号イ、 山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。 第五号、 第七号及び第八号に掲げる書類は、 平成二十四年十

平成二十四年十月九日

山口県知 事 Щ 本 繁太郎

口県告示第三百八十七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四 **|**条の| 第 項の規定により

平成二十四年十月九日

号

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 平成二十四年九月十九日 申請のあった年月日

者 の 氏 名 称

山口県難治性血管奇形相互支援会

有富

主たる事務所の所在地 防府市新橋町一番一一号

定款に記載された目的

Ξ

(定期)

に寄与すること。 難治性血管奇形の患者に対して、患者の生活に関する事業を行い、病気の啓発活動

(四八〇)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

変更後の定款は、平成二十四年十一月十九日までの間、 山口県環境生活部県民生活課

及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 Щ 本 繁太郎

申請のあった年月日

П

平成二十四年九月十八日

Щ

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人下関ひと・まちネットワーク

代 表 の 氏 名 称

主たる事務所の所在地 下関市清末大門一二番四三号

(四八一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します 変更後の定款は、平成二十四年十一月十九日までの間 山口県環境生活部県民生活課

平成二十四年十月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

> 申請のあった年月日 平成二十四年九月十八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワーク

表 の 氏 園田 秀則

主たる事務所の所在地 美祢市大嶺町奥分三〇七三番地の二

申請のあった年月日

平成二十四年九月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ミュージックエイドクラブ

の 氏 名 友利 康雄

表

主たる事務所の所在地 宇部市山門五丁目六番三五号

申請のあった年月日

平成二十四年九月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人臨床トンネル工学研究所

表 の 氏 名 中川

主たる事務所の所在地 宇部市大字川上一八一番地

(四八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十四年十一月二十日までの間、 山口県環境生活部県民生活課

平成二十四年十月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十四年九月二十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

代

表 者 の 氏 名 称

井上 隆純

主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚七八三七番地

特定非営利活動法人ヒューマンネットニー下関

平成 申請のあった年月日 一十四年九月二十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 特定非営利活動法人ピースオブマインド・はまゆう

代 表 者 の 氏 名

主たる事務所の所在地 下関市武久町一丁目五番一四号

(四八三)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

活課において公衆の縦覧に供します。 書及び活動予算書は、平成二十四年十一月二十一日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生

平成二十四年十月九日

П

繁太郎

山口県知事 Щ 本

申請のあった年月日

Щ

平成二十四年九月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 特定非営利活動法人やまぐち子育て

表 者 の 氏 名

묵

主たる事務所の所在地 防府市華浦二丁目二番

(四八四) 平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施

業務主任者試験を次のとおり実施します 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号) 第十五条第一項の規定により、 砂利採取

平成二十四年十月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

試験の日時

平成二十四年十一月九日 (金曜日) 午前十時から正午まで

試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁商工労働部一号会議室

受験資格

学歴等特別の制限はない

年齢、性別、 職歴、

Ξ

兀 試験の科目

砂利の採取に関する法令

砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含

受験願書の受付期間

五 平成二十四年十月二十二日 (月曜日) から同月三十一日 (水曜日) まで (郵送の場

合は、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。

受験願書等の提出先

六 山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)

山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類

受験願書

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、 裏面には、 撮影年月日、 出願前六月以内に撮影し 氏名及び年

齢を記入すること。)

受験手数料

には、消印をしないこと。 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。 この収入証紙

九 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する。

得点の開示を受けようとする受験者は、 試験の得点の開示は、 山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の 合格者の発表日以後、受験票を提示してそ

の旨を知事に申し出ること。

+

四

求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手 ること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請 を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメー トル以上のもの)を同封すること。 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にす

三百九十円		十二部以上二十三部以下
二百四十円		七部以上十一部以下
二百円		四部以上六部以下
百四十円		二部以上三部以下
百二十円		部
額	金	受験願書等の請求部数

三三一三一五五)にすること。 この試験についての問合せは、 山口県商工労働部新産業振興課 (電話〇八三一九

(四八五) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十四年十月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 下松市大字切山字竹ノ下

下松市大字切山三九〇番地の一

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号 下松市望町一丁目 株式会社ニトリ

開発区域に含まれる地域の名称 下松市瑞穂町二丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名 下松市清瀬町三丁目九番三号

卜松市清瀬町四丁目五番一七号 田 村 河村 暢男 明子

柳井市伊保庄一三五四番地 長尾かおり

開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 宇部市大字妻崎開作七九九番地の二 山陽小野田市大字小野田字上ノ須賀及び字一ノ北河内 有限会社フジ興産

平成二十四年十月九日発行平成二十四年十月九日印刷

発発 行行 人所

山口県知

事庁